

# 同行援護に係る報酬・基準について 論点等

# 同行援護の概要

## 対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等

同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

## サービス内容

外出時において、

移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)  
移動の援護、排せつ及び食事等の介護  
その他外出時に必要な援助

外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

## 主な人員配置

サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上

・同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者

ヘルパー:常勤換算2.5人以上

・同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、平成33年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす。)  
・居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

## 報酬単価(令和元年10月~)

### 基本報酬

184単位(30分未満)~611単位(3時間未満) 3時間以降、30分を増す毎に63単位加算

### 主な加算

#### 盲ろう者支援加算(25%加算)

盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価

#### 区分3の者に提供したときの加算

(20%加算)  
障害支援区分3の者への支援を評価

#### 区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算)

障害支援区分4以上の者への支援を評価

#### 特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

サービス提供体制の整備、良質な人材の確保、重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

#### 特別地域加算(15%加算)

中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

#### 喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

## 事業所数

5,554 (国保連令和 2年 4月実績)

## 利用者数

22,115 (国保連令和 2年 4月実績)1

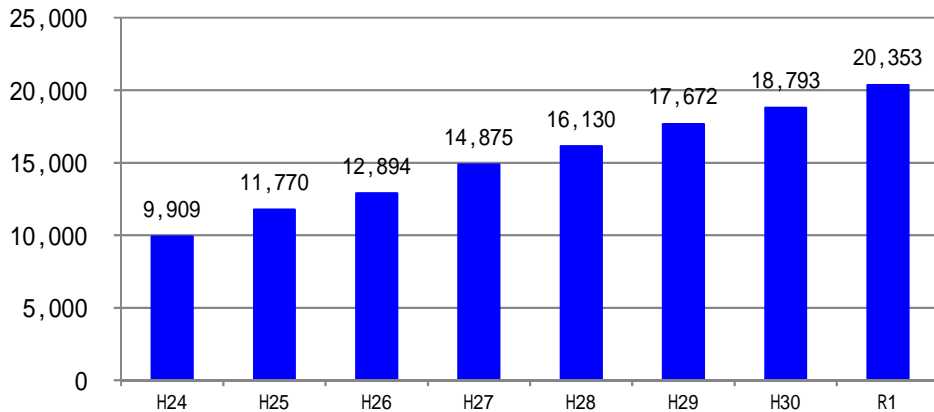
# 同行援護の現状

## 【同行援護の現状】

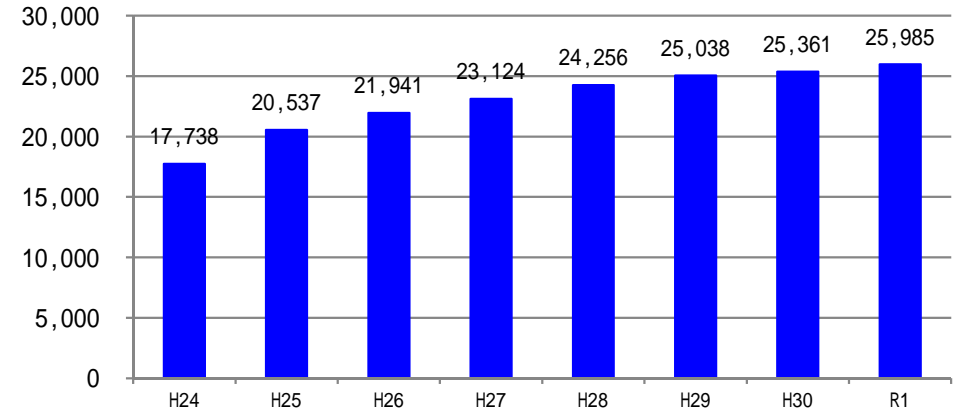
令和元年度の費用額は約204億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.7%を占めている。

費用額や利用者数については毎年度増加している。

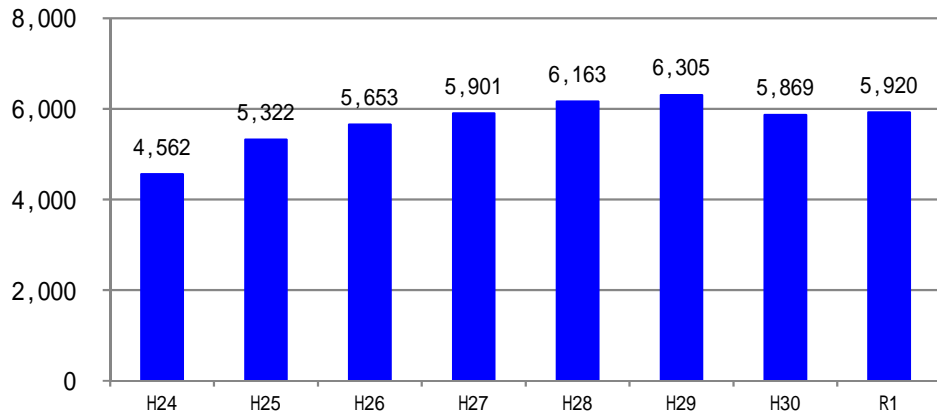
### 費用額の推移(百万円)



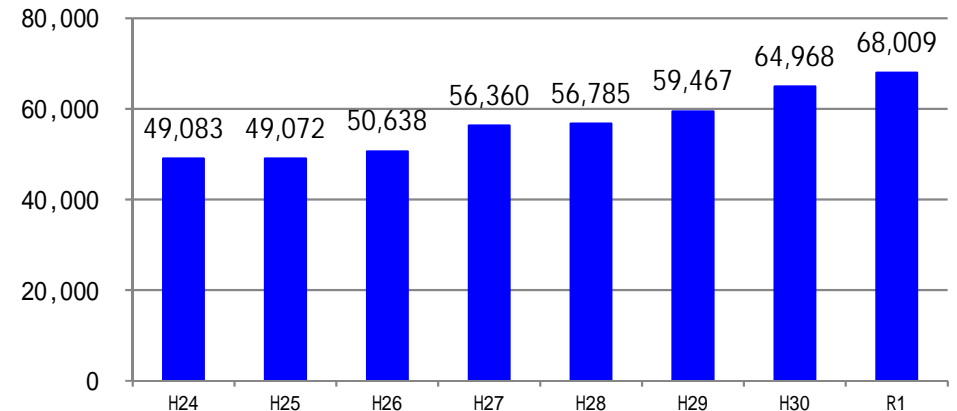
### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



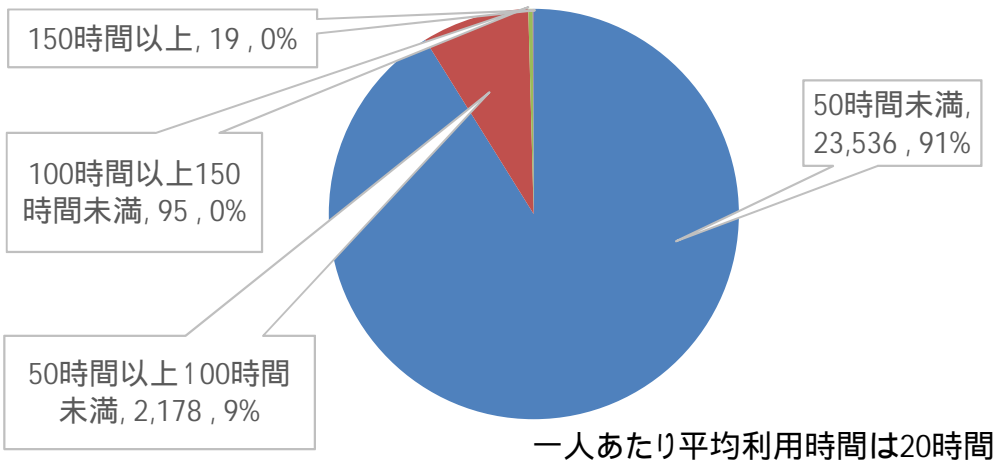
### 一人あたり費用月額額の推移(円)



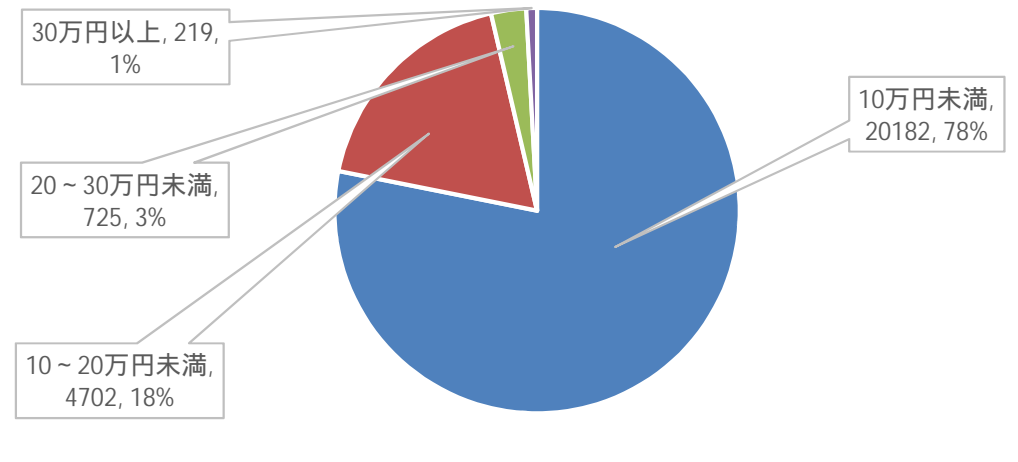
# 同行援護の現状

一月50時間未満の利用者が約9割を占め、一人あたり費用月額が10万円未満の利用者が約8割を占めている。  
 障害支援区分なしの利用者が約3割を占めている。

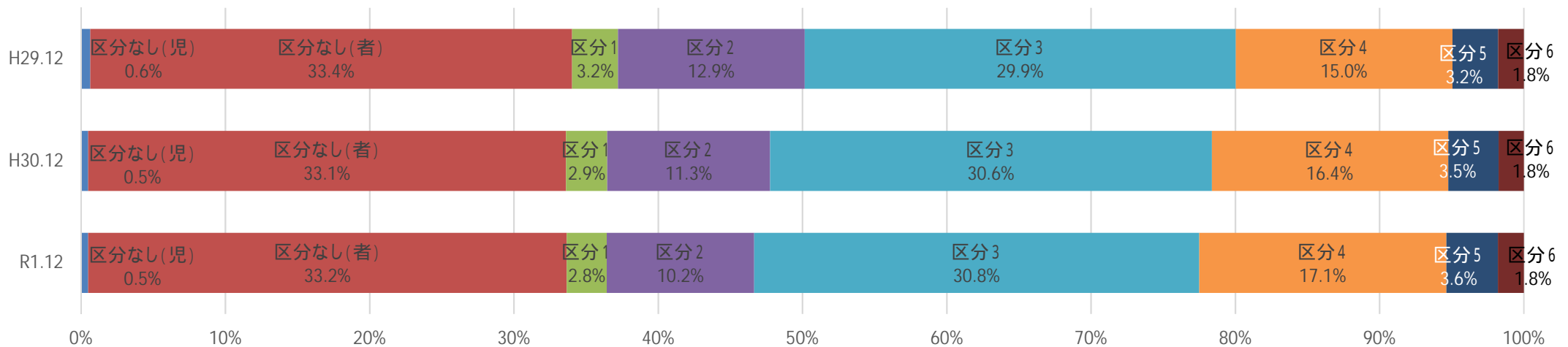
一月の利用時間別人数(人) 令和2年1月分



一人あたり費用月額人数(人) 令和2年1月分



障害支援区分別にみた利用者数の割合の推移



# 関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	<p>盲ろう者支援に係る職員の資格等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の同行援護従業者養成研修(一般20時間・応用12時間)と、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(必修42時間・選択42時間)は、その目的、内容を異にするが、視覚に障害がある者の移動を支援するという点では共通の内容を含むため、同行援護において盲ろう者を支援する人材を円滑に育成していくためには、この二つの研修の内容を調整し、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を受講する場合と、同行援護従業者が盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講する場合において、各々、適切な「免除科目」を設定する必要がある。</li> <li>・このような新たな研修の受講が一定程度進むまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす現行の経過措置は、当分の間、継続する必要がある。</li> </ul>	全国盲ろう者協会
2	<p>通所、通学における同行援護の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者等の通勤や職場等における支援については、令和2年度に地域生活支援事業において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が創設されたが、通所、通学については対象とされていない。盲ろう者(児)が利用できる通所事業所や学校は限られており、広域的な利用(遠距離からの通所、通学)をせざるを得ないため、事業所などの一般的な送迎サービス(送迎車両)を利用することは困難である。このため、公共交通機関などを利用した人的な移動支援として、同行援護の利用を認める必要がある。</li> </ul>	全国盲ろう者協会 他 (同旨：DPI日本会議)
3	<p>以下のとおり、事業所が安定的に運営できる制度・報酬に改めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間利用の報酬：所要時間3時間以上の報酬単価の算定を改める。</li> <li>・短時間利用の報酬：報酬単価は1時間を最低単位に改める。短時間の利用であっても、1時間分の報酬とする。</li> <li>・サービス提供責任者の要件：介護福祉士等の介護系の資格を要件にしない。実務経験3年以上の者を要件にする。</li> <li>・特定事業所加算：同行援護事業所・視覚障害者の実態に見合わない要件を緩和する。申請内容・申請方法を簡易にする。</li> </ul>	日本視覚障害者団体連合
4	<p>以下のとおり、利用者ニーズに見合った制度・報酬に改めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給時間：利用者が要望する支給時間とし、余った支給時間の持ち越し等、柔軟に利用可能とする。</li> <li>・車の利用：ヘルパーの運転する車に乗車しての制度利用を可能とする。車利用に関する加算を新設する。</li> <li>・宿泊を伴う利用：夜間についても報酬の対象とし、ヘルパーの複数派遣を可能とする。夜間対応に関する加算を新設する。</li> <li>・1日2回利用における2時間空けルール：時間を空けないで再びサービスが利用できる制度に改める。ヘルパーの待機時間に関する加算を新設する。</li> <li>・サービスの発着点異なる片道だけの利用：片道利用が可能とする。ヘルパーの戻り時間に関する加算を新設する。</li> </ul>	日本視覚障害者団体連合
5	<p>同行援護では、例えば、雨天では傘にあたる雨音のなかで同行者からの情報提供を受けることになるため、視覚障害者にとり困難なことや危険なことが生じることからキャンセルされることが多い。なお、天候のため確実に悪天候になることを判断できない場合が多く、当日キャンセルになることがほとんどである。そのため、当日キャンセルに伴い、職員の出勤を含めサービス体制を整えた場合でもサービスが利用されなかった対応策として欠席時対応加算のような制度を設け、運営が不安定にならないような措置を検討することが必要である。</p>	日本身体障害者団体連合会
6	<p>以下のとおり、ヘルパーの雇用を確保するための施策を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護従業者養成研修のカリキュラム：カリキュラム内容を変更し、養成内容を充実させる。</li> <li>・新たな障害福祉事業との連携：同行援護のヘルパーを新事業の支援者にするための施策を充実させる。</li> </ul>	日本視覚障害者団体連合
7	<p>同行援護の報酬に係る国庫負担基準額の見直しについて</p> <p>現行の同行援護の国庫負担基準については、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を想定したもとはなっていない。盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援は、盲ろう者が健康で文化的な最低限度の生活を送るうえで欠くことができない、また、日々継続的に必要なものであることから、十分な派遣時間を確保できるよう、盲ろう者支援に係る国庫負担基準の見直すべき。</p>	全国盲ろう者協会

# 同行援護に係る報酬・基準について

## 同行援護に係る論点

論点 従業者要件の経過措置延長について

# 【論点】従業者要件の経過措置について

## 現状・課題

平成30年度報酬改定において、盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、令和3年3月31日まで盲ろう者向け通訳・介助員は同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置を設け、同行援護サービスを提供できるようにした。

報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、以下の意見・要望があった。

### ・盲ろう者支援に係る職員の資格等について

現行の同行援護従業者養成研修(一般20時間・応用12時間)と、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(必修42時間・選択42時間)は、その目的、内容を異にするが、視覚に障害がある者の移動を支援するという点では共通の内容を含むため、同行援護において盲ろう者を支援する人材を円滑に育成していくためには、この二つの研修の内容を調整し、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を受講する場合と、同行援護従業者が盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講する場合において、各々、適切な「免除科目」を設定する必要がある。

このような新たな研修の受講が一定程度進むまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす現行の経過措置は、当分の間、継続する必要がある。(全国盲ろう者協会)

### ・ヘルパーの雇用を確保するための施策を実施すべきではないか。

同行援護従業者養成研修のカリキュラム・・・カリキュラム内容を変更し、養成内容を充実させる。(日本視覚障害者団体連合)

同行援護従業者の人材確保や盲ろう者への必要なサービスの提供のため、同行援護従業者養成研修のカリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムの適切な免除科目の設定を検討する必要がある。

## 論点

盲ろう者向け通訳・介助員は同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置を延長すべきか。

# 【論点】従業者要件の経過措置について

## 検討の方向性

同行援護従業者の人材確保の観点からも、同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員（経過措置対象）による支援を受けている実態があること等も踏まえて、当該経過措置を延長することとしてはどうか。

その際、盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修の受講期間も考慮しつつ、延長期間は次の報酬改定まで（令和5年度末）を目途とし、あわせて同行援護従業者養成研修カリキュラムの充実や、盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムとの間の適切な免除科目の設定を検討することとしてはどうか。



# 訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

( :所定単位 :減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
介護福祉士 実務者研修修了者 廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)					(実務1年)	(+)	(実務2年) (5)	(実務5年) (5)
居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー) 介護職員初任者研修課程修了者		(実務3年)		(実務3年)	(実務1年)	(実務3年) (+)	(実務2年) (5)	(実務5年) (5)
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	(減算)	×		(4)	(実務1年) (減算)	×	×	×
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	(1)	×		(4)	×	×	×	×
生活援助従事者研修課程修了者	(2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者 養成研修	一般課程修了者	×	×	×		×	×	×
	応用課程修了者	×	×	×		(+ - のいずれか)	×	×
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	(5)	×	×	×
行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×		(4)	×	×	(実務1年)	(実務3年)
居宅介護等事業従事経験者	(減算)	×		(4)	(実務1年) (減算)	×	(実務2年) (5)	×
視覚障害者外出介護研修修了者等	(減算) (3)	×	×	×	(実務1年)	×	×	×

- 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。
- 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。
- 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。
- やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。
- 令和3年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。
- ほか、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員 + 重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

# 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

地域生活支援事業の都道府県必須事業である「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」の一つとして実施

## 事業概要

- 1 実施主体  
都道府県、指定都市及び中核市
- 2 事業内容  
盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
- 3 令和2年度予算額  
地域生活支援事業費補助金(505億円)の内数
- 4 盲ろう者利用登録者数  
1,161人(平成31年度「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」実態調査報告書(社会福祉法人 全国盲ろう者協会)より)

通訳・介助員については、都道府県、指定都市及び中核市が「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」として、別途、養成している。実施に当たっては、厚生労働省が定めた「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」(必修科目42時間、選択科目42時間)を基本としている。

## 盲ろう者のコミュニケーション方法(主なもの)

### 触手話

両手を使って手話を使う相手の両手に軽く触りながら触読。弱視の人は近い距離から相手の手話を目で見て理解する場合もあり。



### ② 指点字

両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を指し出し、これを点字タイプライターのキーに見立てて点字記号を打つ方法。



### 指文字

相手の手のひらの中に、指文字を綴って会話する方法。



# 同行援護従業者養成研修と盲ろう者向け通訳・介助員のカリキュラム

同行援護従業者養成研修一般課程			
区分	科目	目的	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	視覚障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	1時間
	同行援護の制度と従業者の業務	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。	2時間
	障害・疾病の理解	業務面において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。	2時間
	障害者（児）の心理	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	1時間
	情報支援と情報提供	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を修得する。	2時間
	代筆・代読の基礎知識	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する。	2時間
	同行援護の基礎知識	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	2時間
演習	基本技能	基本的な移動支援の技術を習得する。	4時間
	応用技能	応用的な移動支援の技術を習得する。	4時間
合計			20時間

同行援護従業者養成研修応用課程			
区分	科目	目的	時間数
講義	障害・疾病の理解	業務面において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。	1時間
	障害者（児）の心理	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。	1時間
演習	場面別基本技能	日常的な外出先での技術を習得する。	3時間
	場面別応用技能	目的に応じた外出先での技術を習得する。	3時間
	交通機関の利用	交通機関での移動支援技術を習得する。	4時間
合計			12時間

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム必修科目				
形態	科目	時間数	目的	内容
講義	盲ろう者概論	2時間	盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、盲ろう者の現状を理解する。	・盲ろう者の人数（全国・各地域） ・盲ろうの状態・程度 ・盲ろうになるまでの経緯 ・コミュニケーション方法 ・盲ろう者の地域生活の状況（住居・日中活動・福祉制度）
	視覚・聴覚障害の理解	2時間	視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。	・盲ろう障害の発症原因 ・視覚障害・聴覚障害の状態・程度 ・見え方・聞こえ方に応じた配慮
	盲ろう者の日常生活とニーズ	2時間	盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する。	・盲ろう者の生育歴・障害歴 ・日常生活における困難 ・必要としている支援
	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点	8時間	盲ろう者とコミュニケーションを取る際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点
	通訳・介助員の心構えと倫理	2時間	盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。	心構えと倫理（自己決定の尊重、秘密保持など） 対人コミュニケーションの基礎技法（受容・傾聴・共感など）
	盲ろう者通訳技術の基本	2時間	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）
	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2時間	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。	派遣依頼の流れ、報告の方法、トラブル発生時の対応
	講義実習	盲ろう疑似体験	2時間	視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。
実習	盲ろうコミュニケーション実習	14時間	盲ろう者とのコミュニケーションを方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、最低限必要な技術を習得する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習
	移動介助実習	2時間	基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。	・基本姿勢 ・場面別基本移動介助技術（狭所・段差）
	通訳・介助実習	4時間	基本的な通訳・介助の技術を習得する。	移動中の情報提供の方法も含む場面別基本通訳・介助技術を想定した実習（第三者が介在しない買い物・食事など）
合計		42時間		

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム選択科目				
形態	科目	時間数	目的	内容
講義	盲ろう児の教育と支援	2時間	盲ろう児の教育における課題とその支援方法について理解する。	・盲ろう児の現状 ・盲ろう児の教育方法 ・盲ろう児に対する通訳・介助方法
	高齢盲ろう者の生活と支援	2時間	高齢の盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	・高齢盲ろう者の現状 ・高齢盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法
	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2時間	視覚と聴覚以外の障害（運動機能障害、精神障害など）を併せ持つ盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	・重複盲ろう者の現状 ・重複盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法
	盲ろう者福祉制度概論	2時間	盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する。	・障害者総合支援法の仕組み ・通訳・介助員派遣事業の実情 ・盲ろう者団体も含めた地域の社会資源の状況
	盲ろう者の通訳技法と留意点（注1）	6時間	盲ろう者へ通訳をする際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーション別の通訳方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点
講義実習	盲ろう者通訳技術の実際	2時間	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための情報伝達の技術を体験的に理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）の実習
	通訳・介助員のあり方	4時間	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な支援技術を習得するとともに、社会福祉従事者としての盲ろう者向け通訳・介助員の役割を理解する。	盲ろう者の心理や通訳場面に応じた盲ろう者向け通訳・介助員の業務
実習	盲ろう通訳実習（注1）	8時間	盲ろう者への通訳を方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）を習得する。	各種コミュニケーション方法ごとの通訳（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習
	移動介助実習 II（注2）	8時間	応用的な移動介助技術を習得する。	場面別応用移動介助技術（エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用）を想定した実習
	通訳・介助実習 II（注2）	6時間	応用的な通訳・介助技術を習得する。	場面別応用通訳・介助技術（第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面）を想定した実習
合計		42時間		